

例外給付と判断した理由

(主治医の所見から例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例)

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第31号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

- ※ 『軽度者に対する福祉用具の例外給付届出書兼確認書』提出の際に、ご利用ください
(この用紙を届出書に添付する必要はありません。)

